

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当サン・ライフグループにおけるコーポレートガバナンスに関する考え方は、企業としての社会責任を果たし、ご信頼をいただける企業であり続けるために、法令順守はもとより、経営の透明性、経営管理機能の整備、強化に取り組み続けていくことであると考えています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社サカエヤ	2,455,200	36.00
竹内 伸枝	420,000	6.15
株式会社ニチリョク	360,000	5.27
学校法人鶴嶺学園	210,000	3.07
竹内 恵司	203,800	2.98
ダイワキャピタルマーケット シンガポールリミテッド	160,000	2.34
平塚信用金庫	150,000	2.19
サン・ライフ従業員持株会	100,160	1.46
日本生命保険相互会社	100,000	1.46
東京海上日動火災保険株式会社	100,000	1.46

支配株主(親会社を除く)の有無更新 株式会社サカエヤ

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 JASDAQ

決算期 3月

業種 サービス業

直前事業年度末における(連結)従業員数 100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高 100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針更新

取引等に関しては、市場価格、不動産鑑定評価等を勘案し、一般取引条件と同様に決定しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 13名

定款上の取締役の任期 2年

取締役会の議長 社長

取締役の人数 7名

社外取締役の選任状況 選任している

社外取締役の人数 2名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
田中 道信	他の会社の出身者												
井上 和弘	他の会社の出身者												

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田中 道信	○	――	経営者としての豊富な経験と幅広い知識を当社の経営に活かすとともに、経営体制強化の役割を担っていただくために選任しております。また、独立性が高く一般株主と利益相反のおそれがないことから、独立役員に指定しております。
井上 和弘	○	――	経営者としての豊富な経験と幅広い知識を当社の経営に活かすとともに、経営体制強化の役割を担っていただくために選任しております。また、独立性が高く一般株主と利益相反のおそれがないことから、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無 なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	員数の上限を定めていない
監査役員の人数 更新	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、本決算、四半期決算時における会計監査報告並びに内部統制状況等の報告を受けております。会計監査人による会計監査時の監査役の立会いを実施しております。

また、内部監査室による月次の業務監査報告を受け、必要に応じ助言、立会い、適宜情報交換等を行い連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
松下 幹夫	他の会社の出身者													
小峰 雄一	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松下 幹夫		——	実務分野に豊富な経験と見識を有し、経営全体を客観的・中立的に監視できると判断し、選任しております。
小峰 雄一		——	会計分野に豊富な経験と見識を有し、経営全体を客観的・中立的に監視できると判断し、選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	2名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 実施していない

 該当項目に関する補足説明

導入は検討しておりますが、現在のところ導入には至っておりません。

ストックオプションの付与対象者

 該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

 該当項目に関する補足説明

有価証券報告書において、全取締役の年間報酬総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無 なし

 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】更新

社外取締役、社外監査役の職務を補佐する専任スタッフはおりませんが、事務局である総務課が窓口となり、日常の業務執行に関するサポートを行っております。また、社外取締役に關しては社長が定期的に業務執行状況を報告しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

取締役会は社外取締役2名を含む7名の取締役で構成されており、月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し経営意識強化のために執行役員も出席し経営上の重要な意思決定を行っております。

監査役会は社外監査役2名を含む3名の監査役で構成され、月1回の定例監査役会を開催し監査役相互間の情報の共有を図るとともに、取締役の業務執行の適正性について監査を行っております。また、各監査役は取締役会に出席し、重要な経営の意思決定について適宜意見を述べております。また、監査法人と定期的な情報・意思交換を行うとともに、監査結果の報告を受けるなど緊密な連携を取っております。

当社は、社長に直結した内部監査室を設置しております。内部監査室は監査役と連携して、適法かつ適正な業務執行の確保のための監査を実施し、関係部門に改善勧告を行っております。監査結果は、社長に報告するほか監査役にも報告しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記2.(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)に記載の体制により、迅速な意思決定と経営監視が十分に機能していると判断し、現在の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
その他	株主懇談会を開催し、幅広く株主との意見交換を図るとともに、総会活性化に取り組んでおります。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト向けの決算説明会を年2回実施	あり
IR資料のホームページ掲載	経営方針、株式情報、財務・業績情報、IR資料(有価証券報告書、四半期報告書、決算短信、決算説明会資料)等をホームページにて掲載	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務課、経理課、経営企画室の合同にて担当する	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	植樹活動、障害者による植樹活動支援、障害者の就労支援活動等を実施

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当会社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という。）を整備しております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は取締役及び使用人が社会人・企業人として求められる倫理観・道徳観に基づき誠実に行動し、企業倫理・法令及び定款遵守を徹底するため、コンプライアンス担当役員を置き関係規程の制定、コンプライアンス体制の構築、整備を行っていく。

当社の取締役及び使用人は、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえて職務執行にあたり、研修・教育等を通じコンプライアンスの知識を高め、啓蒙活動を行っていく。
2. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行にかかる情報を、文書または電磁的媒体（以下、文書等という。）に記録・保存し取締役及び監査役は常時これら文書等を閲覧できるものとする。

必要に応じて「文書管理規程」を見直し、取締役の職務執行にかかる情報を検索性の高い状態で保存し、さらに整備された文書管理運用体制を構築していく。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

職務執行にかかるリスクは、各事業部あるいは各事業所の権限内でリスク分析・対応策の検討を行う。特に重要な案件や担当部門の権限を越えるものについては、取締役会で審議し意思決定を行う。今後は「リスクマネジメント規程」に基づき各々のリスク案件の把握・評価を行い、当社全体のリスクを包括的・網羅的に管理する体制を構築する。また代表取締役社長直屬部署である内部監査室は、リスク管理状況を定期的に監査するとともに、法令・定款等に違反する業務執行行為が発見され、重大なリスクが想定される場合には、直ちに社長に報告する。当社は、全社的な目的として中期経営計画及び各年度予算を策定し、各事業部、各事業所は、この計画を達成するための具体的な施策を立案し実行する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は定例の取締役会を月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の職務執行の監督を行う。あわせて、経営効率の向上及び意思決定のスピードアップを図るため、月1回取締役及び幹部職員が中心となる部長会議を開催し重要事項に関する意思決定、実施すべき具体的な施策の検討・実行及び実施結果の把握・検討を行う。
5. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社の連結子会社（以下、子会社という。）別の事業に関して責任を負う取締役を任命し、経営についてはその自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行う。当社取締役及び子会社担当取締役は、子会社に重大な損害を及ぼすおそれのある事実があることを把握した場合には、直ちに損害の内容、発生する損害の程度及び当社への影響等について、取締役会に報告する。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人（スタッフ）を求めた場合については、必要に応じて監査役の業務補助のための使用人を置く。
7. 前号の使用人の取締役から独立性に関する事項

監査役スタッフの独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動等人事権にかかる事項に関しては監査役会の事前の同意を得るものとする。

監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役・内部監査室長等の指揮命令を受けない。
8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は会社に重大な損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したとき、その他監査役会が報告すべきものとされた事項が生じたときは、遅滞なく監査役に報告するものとする。また監査役は、取締役会、その他重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため会議に出席するとともに、必要に応じて事業部門を統括する取締役、その他必要な業務を担当する使用人より説明を受けるものとする。
9. その他の監査役が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。

代表取締役社長及び監査法人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催し適切な意思疎通および効果的な監査業務遂行を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本方針

当社は、関連する法令や社会規範を遵守し、企業の市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、反社会的勢力排除に向けた体制を整備するとともに、組織的な対応を行うことにより、これら勢力と一切の関係を断絶します。
2. 整備状況

当社は、企業行動憲章、役員行動規範、コンプライアンス規程、リスクマネジメント規程を定めており、また、反社会的勢力及び団体からの要求に際しては、総務課が窓口となり、顧問弁護士、警察、神奈川県企業防衛対策協議会と連携を密にして、毅然とした態度で対応できる体制を構築しています。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

